

## 議案第176号

渋川市敬老祝金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月28日提出

渋川市長 高 木 勉

### 渋川市敬老祝金条例の一部を改正する条例

渋川市敬老祝金条例（平成18年渋川市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第2条中「資格を有する」を「各号のいずれにも該当する」に改める。

第4条中「9月」の次に「から10月まで」を加える。

第5条から第7条までを削り、第8条を第5条とする。

第9条第1項第2号中「者」を「もの」に改め、同条第2項中「その人数によって等分して」を「代表者に」に改め、同条を第6条とする。

第10条を第7条とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 理 由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

渋川市敬老祝金条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（受給資格） 第2条 祝金は、次の各号のいずれにも該当する者に支給する。 （1）・（2） （略）</p> <p>（祝金支給の時期） 第4条 祝金は、その年の9月から10月までに支給する。</p> <p>（未支給祝金の遺族等への支給） 第5条 （略）</p> <p>（遺族の範囲及び順位） 第6条 この条例で規定する遺族の範囲及び順位は、次に定めるところによる。 （1） （略） （2） 父母、子、孫及び兄弟姉妹で祝金受給者の死亡当時生計を共にし</p>	<p>（受給資格） 第2条 祝金は、次の資格を有する _____ 者に支給する。 （1）・（2） （略）</p> <p>（祝金支給の時期） 第4条 祝金は、その年の9月 _____ に支給する。</p> <p>（受給資格の消滅） 第5条 <u>受給資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。</u> （1） <u>死亡したとき。</u> （2） <u>本市に住所を有しなくなったとき。</u></p> <p>（届出の義務） 第6条 <u>前条により受給資格を消滅したとき、又は本市の区域内で住所を変更したときは、本人又は遺族若しくは同居人は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>（祝金支給の特例） 第7条 <u>市長は、受給資格者が祝金の支給を受けた後、第5条の規定により受給資格を消滅した場合、その年度分に限り祝金を返還させないことができる。</u></p> <p>（未支給祝金の遺族等への支給） 第8条 （略）</p> <p>（遺族の範囲及び順位） 第9条 この条例で規定する遺族の範囲及び順位は、次に定めるところによる。 （1） （略） （2） 父母、子、孫及び兄弟姉妹で祝金受給者の死亡当時生計を共にし</p>

